

○産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 川 田 達 司

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第107号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案8件であります。

当委員会は去る12月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案9件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第107号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、市営住宅の入居資格要件等について、所要の改正を行うものでした。

この入居資格要件については、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力についても、配偶者から暴力を受ける場合と同じように救済することとし、市営住宅入居条件の優遇措置の対象として追加するものでした。

委員からは、現在までに、この法律を適用して市営住宅に入居した人がいるかとの質疑がありましたが、鳴門市においては、この法律を適用して入居した人はいないとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第108号 鳴門市道路占用料条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されること、また、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備

に関する政令の施行に伴い、道路法施行令が改正されたことにより、道路占用料を徴収することが出来る国の事業がなくなったことから、条例中の一部を改正するものでした。

委員からは、鳴門市における1年間の道路占用料の総額についての確認があり、理事者からは、道路占用料についての平成24年度実績は、総額が、

2, 861万7, 532円であり、件数については、

279件であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第109号 鳴門市河川占用料条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、条文中の消費税率を示す割合の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第110号 鳴門市漁港管理条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、条文中の一部を改正するものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第111号 鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率が引き上げられることに伴い、下水道使用料にかかる消費税率を示す割合を改正するとともに、水洗化率のさらなる向上と下水道使用者の負担軽減を図るため、使用料の引下げを行うものでした。

委員からは、附則の経過措置について質疑があり、理事者からは、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、従前の料金に消費税率1.05をかけて算出した金額になり、それ以外は平成26年4月1日から特例により引下げを行った料金に消費税率1.08をかけて算出した金額になるとの説明がありました。委員からは、下水道普及のため、全体的には料金が引下げとなっていることを市民に十分PRするよう努力してほしいとの要望がありました。

また、料金引下げに関して、引下げ分の財源については、一般財源を使用するのかなどの質疑があり、理事者からは、今回の値下げは、現在、下水道料金収入が今までのシミュレーションを上回った状態にあることに加え、大口の加入があったことなどにより、当分は交付税措置の額の範囲内で維持できると判断したため、料金引下げを行うものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました

次に「議案第112号 鳴門市都市公園条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、公園施設の使用料等について、当該引上げに対応した金額改定を行うとともに、都市公園法の一部改正に伴い、工作物等の保管等の手続きに関する規定を設けるなど、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第113号 鳴門ウチノ海シーカヤック浮き棧橋条例の制定について」であります。利用者増を図るため鳴門ウチノ海総合公園に平成25年5月に設置されたシーカヤック浮き棧橋の設置及び管理について必要な事項を定めるものでした。

委員からは、完成してから日数が経過しているが、現在まで、利用についてはどのように取り扱っていたのかとの質疑があり、理事者からは、現在までは、使用者から申請書の提出を受け、今回提案した条例の内容と同様の内規に基づき使用を許可していたとの説明がありました。

委員からは、現行の使用申請方法で支障がないのであれば、条例制定の必要はないのではないかとの意見がありましたが、理事者からは、浮き栈橋は設置当初から公の施設に該当するとの見解であり、地方自治法の規定により条例の制定は必要であり、準備をすすめていたところ今日に至ったとの説明がありました。また、浮き栈橋を設置したウチノ海周辺は漁場となっており、使用については、関係する漁業団体からの様々な条件があること、設置されてから現在までは、利用者への条件周知のための試行期間であったとの説明がありました。

また、委員から、浮き栈橋においてシーカヤックを利用する際の、海上での安全面の管理について質疑があり、理事者からは、漁師の運転する船からシーカヤックが見えにくいことへの対策として、利用者に、のぼりを付けるよう指導するなどの対応をしているとの説明がありました。また、利用者はスポーツ安全保険へ加入することとし、万が一、事故があった時に備えての手だてを行っているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第114号 鳴門市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、条文中の消費税率を示す割合の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第 1 1 5 号 鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % に改正されることから、条文中の消費税率を示す割合の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。